事　務　連　絡
令和６年５月１７日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）　御中

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

「GIGA スクール端末処分における小型家電リサイクル制度」に係る
周知について（依頼）

日ごろより廃棄物・資源循環行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれます。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、当該端末の適正な再資源化を推進することが必要です。この背景等を踏まえ、別添１の事務連絡では、当該端末の更新に当たっての参考に、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者への処理委託を、現行端末の再使用又は再資源化の手法の一つとして示しているところです。

当該端末を産業廃棄物として廃棄する場合は、排出事業者に処理責任が生じます。端末の処理を委託するにあたっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データが適切に実施されずに個人情報漏洩等の責任を問われることが生じないよう、小中学校等が排出事業者として、適正な処理が可能な事業者を自ら責任を持って選択しなければなりません。

環境省では、GIGAスクール端末の適正な再資源化の推進及び教育現場におけるSDGs教育に資することを目的として、小型家電リサイクル制度の概要及びメリットを取りまとめたリーフレット（別添２）を作成しました。当該リーフレットを参考に、GIGAスクール端末等の小型家電リサイクル法による適正な再資源化の推進への御協力をお願いします。この際、同法による再資源化の御検討にあたっては、別添３を参考に、同法に基づき国の認定を受けており、収集区域に貴都道府県を含む再資源化業者との連携を御検討いただくようお願いします。

貴都道府県におかれては、当該リーフレット等について貴都道府県教育委員会及び管下市区町村に対し周知するとともに、管下市区町村に対しては、廃棄物行政主管部（局）から教育委員会にも周知するよう御伝達をお願いします。

＜添付資料＞

別添１　令和５年10月26日付け事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された１人１台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」

別添２　リーフレット「GIGAスクール端末処分における小型家電リサイクル制度について」

別添３　認定事業者連絡先一覧

＜連絡先＞
環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室
（担当：小田戸、稲葉）
TEL：03-6205-4947
E-mail：hairi-recycle@env.go.jp